

福島市立福島第三小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは全国的に深刻な状況が続いている。いじめは現に起きているという認識のもと、危機意識を上げて対応していく必要がある。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「福島県いじめ防止基本方針」（平成26年7月25日、令和5年8月改定）及び「福島市いじめ防止等に関する条例第十一条」に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「福島市立福島第三小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

（令和5年10月25日改定）

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 福島市立福島第三小学校いじめ防止基本方針策定の目的

- (1) 児童が毎日を安全に楽しく過ごし、誰もが自分の夢や希望を叶えることを可能にするために、いじめのない学校の実現をめざす。
- (2) 学校の基本方針は、学校の実態や社会の情勢の推移等を踏まえ、適時・適切に見直し、または改善を図っていく。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童等が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童等の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、現に起きているとの認識のもと、強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童等を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童等に対して、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童等一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童等の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるようにする。
- (7) 年間を通して、いじめ発生が0件の場合、その事実を児童等・保護者に周知する。

第2 いじめ防止のために実施する施策

1 福島市立福島第三小学校いじめ基本方針の策定

法第13条の規定、及び「福島県いじめ防止基本方針」「福島市いじめ防止等に関する条例第十一条」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「生徒指導委員会」を組織する。構成メンバーは、校長・教頭、生徒指導主事、各学年担任、養護教諭とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、健全育成委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実行的な取組を行う。「生徒指導委員会」のメンバーが「学校いじめ防止チーム」を兼ねる。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

① 心の教育の充実

授業参観において、心の教育に関する道徳の授業を年1回以上実施する。

「生命尊重」に関する授業を、道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

② 児童会の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、児童会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

③ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教育環境の整備を行い、きまりを守る意識を高揚させる。

④ いじめ防止対策委員会を定期的に開催する。

いじめ防止チームで月一回、放課後に話し合う場を設け、いじめの未然防止と早期発見に努める。

⑤ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童等の観察及び高学年を中心とした児童との個別面談を実施し、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童等のケアができるようにする。

⑥ 児童等の自己有用感の高揚

すべての児童等に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、称賛をすることで児童等一人一人に自信をもたせる。

⑦ いじめ相談窓口の拡大

学校内にスクールカウンセラーの相談室を設け、いつでも相談できる体制を整える。

⑧ 面談におけるいじめ調査

二者面談において、担任等がいじめの確認を行い、相談に応じる。

⑨ 早期発見の方策

月1回「生活アンケート」を実施し、いじめの早期発見・対応につなげる。アンケートの実施後、速やかに内容の確認を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば、時を置かずに対応する。

(2) いじめの対応に関すること

① いじめを受けた児童等を最優先に対応する。

いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

② 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童等からの聞き取りなどを組織的に行う。いじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった児童等の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については、教育委員会に報告する。

③ 関係機関との連携

いじめを行った児童等について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の調査

重大事態となるものは、以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。なお、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合とは、以下をさす。
 - ・児童等が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 など
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- 二 いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- 三 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
 - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
 - ・児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

不登校重大事態は、原則学校の調査主体が調査を行い、調書報告書を作成する。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態の対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、調査主体が替わる場合もある。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童等の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

一 被害児童等からの聴き取る際、

- ・被害児童等から十分に聴き取る。
- ・児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童等情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とし、調査を実施する。
- ・加害児童等に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応にあたる。

二 いじめ重大事態の調査にあたっては、「ガイドライン」のP10～P12や市基本方針P34～P37「市立学校用重大事態対応フロー図」「学校主体による不登校重大事態の調査」「重大事態調査チームの対応フロー図」を参考に対応する。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、被害児童等及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童等及びその保護者に対して説明する。

2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。(学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者(OBも含む。)、等が考えられる。)
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できる。

調査前には、被害児童及びその保護者に「ガイドライン」P7～P10が示す6項目の説明が必要

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。(5W1Hが有効である。)
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるか検討し、書面としてまとめる。
- 調査報告書の記載内容については、本市の基本方針P37を参考にする。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告するが、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておく。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。